

改 正 後	改 正 前
<p><u>措置法第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）関係</u></p> <p><u>（交換に伴い認定事業用地の区域内の土地建物等を取得した場合）</u>  <u>37の9の2 - 1 一の所有隣接土地等（措置法第37条の9の2第1項に規定する所有隣接土地等をいう。以下37の9の2 - 5までにおいて同じ。）について同項第1号に掲げる認定事業者（以下37の9の2 - 5までにおいて「認定事業者」という。）との交換により、同号に規定する認定事業用地の区域以外の地域内にある土地建物等とともに当該認定事業用地の区域内にある土地建物等（この項において「事業用地内土地建物等」という。）を取得したときは、当該事業用地内土地建物等の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして同項の規定を適用する。</u>  <u>この場合において、当該交換について同項の適用を受けるときには、当該事業用地内土地建物等を取得資産として所得税法第58条第1項又は措置法第37条の4、第3条の5第4項若しくは第37条の6の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合）</u>  <u>37の9の2 - 2 措置法第37条の9の2第1項に規定する認定事業用地（以下37の9の2 - 7までにおいて「認定事業用地」という。）の区域内と区域外にまたがる一の土地等について、同項第1号に掲げる交換又は同項第2号に掲げる譲渡（以下37の9の2 - 6までにおいて「交換等」という。）をした場合には、当該交換等により譲渡した土地等のうちの当該認定事業用地の区域内の土地等に係る部分についてのみ措置法第37条の9の2第1項の規定の適用がある。</u>  <u>この場合において、当該区域内の土地等について同項の規定の適用を受けるときの当該区域外の土地等の交換等については、所得税法第58条第1</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>





改 正 後	改 正 前
<p><u>譲渡による収入金額が同号の土地建物等の取得価額を超える場合の当該超える金額をいう。)があるときは、当該交換差金等の額を交換等したそれぞれの資産の交換等の時の価額(契約等によりそれぞれの資産の交換等による収入金額が明らかであり、かつ、その額が適正であると認められる場合には、そのそれぞれの収入金額)の比によりあん分して計算した金額をそれぞれの資産に係る交換差金等とする。</u></p> <p><u>(相続人が譲受け土地建物等を取得した場合)</u>  <u>37の9の2-7 措置法第37条の9の2第1項第2号に規定する譲渡をした個人が、民間都市開発推進機構から認定事業用地の区域以外の地域内にある土地建物等を取得する前に死亡した場合であっても、その相続人が当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに、当該死亡した個人が締結した37の9の2-5に定める方式による契約に従って、当該土地建物等を取得したときは、その死亡した者の当該譲渡につき同項の規定を適用することができるものとする。</u></p> <p><u>(他の課税の特例に関する取扱いの準用)</u>  <u>37の9の2-8 33-49、34-3、37-2、37の3-3の取扱いは、措置法第37条の9の2第1項の規定を適用する場合について準用する。</u></p> <p><b>措置法第39条 ((相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)) 関係</b></p> <p><u>(換地処分等により取得した資産を譲渡した場合)</u>  <u>39-3 . . . . . 緑資源公団法第18条第1項第7号イ((業務の範囲))の事業又は. . . . .。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>措置法第39条 ((相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)) 関係</b></p> <p><u>(換地処分等により取得した資産を譲渡した場合)</u>  <u>39-3 . . . . . 農用地整備公団法第19条第1項第1号イ((業務の範囲))の事業又は. . . . .。</u></p>